

判決年月日	平成17年10月12日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成17年（行ケ）10040号		
○ 特許無効の審決の取消しを求める訴えについて，同一特許権に係る別件の特許無効の審決が確定したことに伴い，特許権が初めから存在しなかったものとみなされるから，訴えの利益を欠くに至ったとして，訴えを不適法却下した事例。			

（関連条文）特許法 1 2 5 条

Xは，発明の名称を「スロットマシン」とする特許発明（以下「本件特許」といい，その特許権を「本件特許権」という。）の特許権者である。Xは，請求項1の発明に係る本件特許について，Yから無効審判の請求を受け，明細書の全文について訂正請求をしたが，特許庁から，上記訂正請求に係る訂正は認められない，請求項1の発明に係る本件特許を無効とする旨の審決（以下「本件審決」という。）を受けた。本件は，Xが本件審決の取消しを求めて訴えを提起したものである。

ところで，Yは，上記無効審判請求の前に，別途，本件特許に対して無効審判請求をしていたところ，その審判において，特許庁は，本件特許を無効とする旨の審決（以下「別件審決」という。）をした。Xは，別件審決に対する審決取消請求の訴えを提起したが，請求棄却の判決を受け，これを不服として，上告及び上告受理の申立てをしたものの，いずれも認められず，別件審決が確定した。

Yは，本件特許に対する別件審決が確定したので，本件審決に対する審決取消訴訟は訴えの利益を欠いており，本件訴えは不適法なものとして却下されるべきである旨主張し，Xは，別件審決が確定した事実は認めたが，Yの却下の主張は争った。

本判決は，別件審決が確定した事実に基づいて，「特許第1855980号発明についての本件特許を無効にすべき旨の別件審決が確定したことに伴い，本件特許権は，特許法125条本文により，初めから存在しなかったものとみなされるから，特許第1855980号の請求項1に係る発明についての本件特許を無効とする旨の本件審決の取消しを求める本件訴えは，当該無効審決の前提となる権利が遡及的に消滅した結果，本件審決の取消しを求める利益を欠くに至ったことが明らかである。」と判示し，本件訴えを不適法なものとして却下した。